

西宮市道路台帳窓口閲覧用凡例

凡 例	道路種別	注意事項等
① 	42条1項1号	道路法上の幅員が4m以上確保されていないものは建築指導課にて確認を要する。(それ以外は土木調査課)
② 	42条1項2号	幅員・延長距離等は担当部署にて確認を要する。(開発道路→開発審査課 区画整理道路→市街地整備課)
③ 	42条1項3号	現況幅員が4m以上確保されていないものは建築指導課にて確認を要する。
④ 	42条1項4号	指定幅員・延長距離等は建築指導課にて確認を要する。
⑤ 	42条1項5号	指定幅員・延長距離等は建築指導課にて確認を要する。
⑥ 	42条2項	敷地後退方法等は建築指導課にて確認を要する。
⑦ 	42条3項	指定幅員等は建築指導課にて確認を要する。
⑧ 	非道路	建築基準法第42条に規定する「道路」として扱わない。
⑨ 	未判断道路	道路判断がなされていない公道を示す。建築指導課に「道路判断依頼」の申請を要する。
⑩ 	右記参照	道路法上の幅員が4m以上ある部分は「42条1項1号」、4m未満の部分は「42条1項2号(ただし敷地後退必要)」を示す。
⑪ 	右記参照	道路法上の幅員が4m以上ある部分は「42条1項1号」、4m未満の部分は「42条1項5号(ただし敷地後退必要)」を示す。
⑫ 	右記参照	道路法上の幅員が4m以上ある部分は「42条1項1号」、4m未満の部分は「42条2項」を示す。
⑬ 	右記参照	道路法上の幅員が4m以上ある部分は「42条1項1号」、4m未満の部分は「非道路」を示す。
⑭ 	右記参照	現況幅員が4m以上ある部分は「42条1項3号」、4m未満の部分は「42条2項」を示す。
⑮ 	右記参照	現況幅員が1.8m以上ある部分は「42条2項」、1.8m未満の部分は「非道路」を示す。
⑯ 	右記参照	上記以外の表示の道路については、建築指導課にて確認を要する
⑰ 	右記参照	特殊な扱いを定めているため、建築指導課にて確認を要する

※ 新たな事実の判明及び判断基準の改定により、本地図に示す道路種別が変わる場合があります。

※ 本地図で示す道路種別範囲は、非常に大まかな表示となっておりますので、延長距離等は必ず上記に示す担当部署に確認してください。(表示のないものについては、建築指導課まで)

※ 現況幅員の測定方法については、建築指導課に確認してください。

※ 道路法上の認定幅員については、土木調査課に確認してください。

※ ⑩～⑯は、ひとつの道路に対し、複数の道路種別を持つものとなっております。調査の際は、お調べの敷地の前面道路部分の幅員をご確認ください。

※ ⑥・⑦・⑩～⑰の敷地後退方法については、建築指導課に確認してください。